

○久喜市情報公開条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市情報公開条例（平成 22 年久喜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、市長が行う公文書の公開等に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第 2 条 条例施行のために必要な書面及び意見書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第 6 条第 1 項に規定する書面 公文書公開請求書（様式第 1 号）

(2) 条例第 11 条第 1 項に規定する書面

ア 公文書の全部を公開する旨の決定をしたときの書面 公文書公開決定通知書（様式第 2 号）

イ 公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの書面 公文書部分公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 条例第 11 条第 2 項に規定する書面 公文書非公開決定通知書（様式第 4 号）

(4) 条例第 12 条第 2 項に規定する書面 公文書公開決定等期間延長通知書（様式第 5 号）

(5) 条例第 12 条第 3 項に規定する書面 公文書公開決定等の期限の特例適用通知書（様式第 6 号）

(6) 条例第 14 条第 1 項に規定する書面 公文書公開請求事案移送通知書（様式第 7 号）

(7) 条例第 15 条第 1 項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第 8 号）

(8) 条例第 15 条第 2 項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第 9 号）

(9) 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書公開決定等に係る意見書(様式第10号)

(10) 条例第15条第3項(条例第20条で準用する場合を含む。)に規定する書面 公文書公開決定第三者あて通知書(様式第11号)

(公文書の公開の実施等)

第3条 条例第16条の規定により実施する公文書の公開において閲覧又は視聴を受ける者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める方法とは、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機又は専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。)に複製したものの交付

(2) 映像データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機又は専用機器により再生したものの視聴

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

(3) 画像データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機又は専用機器により表示したものの閲覧

イ 用紙に出力したものの閲覧又は交付

ウ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力することが容易な電磁的記録にあつては、用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 用紙に出力することが困難な電磁的記録にあつては、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

- 4 市長は、前項第3号の規定により光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付を行うときは、当該電磁的記録が加工又は改ざんされないよう配慮するものとする。

(公文書の写しの交付部数等)

第4条 公文書の写しの交付部数は、当該請求があった公文書1件につき一部とする。

- 2 条例第17条第2項に規定する公文書の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とし、公文書の写しを交付する際に徴収するものとする。

- 3 前項に規定する費用（次項に規定する費用を除く。）は、久喜市公文書館（久喜市公文書館条例（平成22年久喜市条例第11号）第1条に規定する久喜市公文書館という。）又は行政センター（久喜市行政センター設置条例（令和5年久喜市条例第32号）第1条に規定する行政センターをいう。）における公文書の写しの交付にあつては現金により、送付による公文書の写しの交付にあつては納付書により納付しなければならない。

- 4 送付により公文書の写しの交付を行う場合の当該送付に係る費用は、条例第17条第2項に規定する公文書の写しの交付に要する費用として、公文書の写しの交付を受けるものが負担するものとする。この場合において、当該送付の方法は郵送とし、当該費用を納める方法は郵便切手で納付する方法とする。

(実施状況の公表の方法)

第5条 条例第25条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、公開請求の状況、公開請求に対する公開等の決定の状況その他必要な事項について、市の広報紙への掲載により行うものとする。

(任意的な公開の申出等)

第6条 条例附則第3項の規定による任意的な公開の申出は、公文書任意的公開申出書（様式第12号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申出があったときは、公文書任意的公開回答書（様式第13号）により回答するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市情報公開条例施行規則（平成12年久喜市規則第56号）、菖蒲町情報公開条例施行規則（平成15年菖蒲町規則第1号）、栗橋町情報公開条例施行規則（平成13年栗橋町規則第14号）又は鷺宮町情報公開条例施行規則（平成13年鷺宮町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年11月15日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第4条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった公文書の写しの交付に要する費用について適用し、同日前に申請のあった公文書の写しの交付に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の様式第3号（裏）、様式第4号（表）及び様式第11号（注）は、この規則の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月16日規則第9号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付の方法	金額
1 書面等を複写機により白黒にて用紙に複写したものの交付	用紙1面につき10円
2 書面等を複写機によりカラーにて用紙に複写したものの交付	用紙1面につき20円
3 電磁的記録に記録された事項（以下「電磁的記録事項」という。）を白黒にて用紙に複写したものの交付	用紙1面につき10円
4 電磁的記録事項をカラーにて用紙に複写したものの交付	用紙1面につき20円
5 電磁的記録事項をCD—Rに複写したものの交付	CD—R1枚につき50円
6 電磁的記録事項をDVD—Rに複写したものの交付	DVD—R1枚につき150円
7 電磁的記録事項をその他の電磁的記録ができる媒体に複写したものの交付	実費に要する額
8 フィルムに記録された事項を用紙に複写したものの交付	実費に要する額

様式第1号（第2条関係） 略

様式第2号（第2条関係） 略

様式第3号（第2条関係） 略

様式第4号（第2条関係） 略

様式第5号（第2条関係） 略

様式第6号（第2条関係） 略

様式第7号（第2条関係） 略

様式第8号（第2条関係） 略

様式第9号（第2条関係） 略

様式第 1 0 号 (第 2 条関係) 略

様式第 1 1 号 (第 2 条関係) 略

様式第 1 2 号 (第 6 条関係) 略

様式第 1 3 号 (第 6 条関係) 略